

令和 7 年度鹿沼市障害者優先調達推進方針

令和 7 年 5 月 3 0 日制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

- (1) 公費で直接発注するもの
 - ・ 市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）
- (2) 市の主催する実行委員会等で発注するもの
 - ・ 市が管理・運営に関する経費（委託料、負担金等）を支出している関連団体（実行委員会や各種協議会等）が発注する物品等
- (3) 親睦会等で発注するもの
 - ・ 親睦会や、公費支出を伴わない会議弁当（事務取扱者がまとめて発注し、参加者から料金を徴収する）等、市職員が取りまとめて発注する物品等

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - カ 小規模作業所（障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている）
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（いずれの条件も満たす事業所）
 - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の 20 % 以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度障害者の割合が 30 % 以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を

- 自ら行う障害者)
- イ 在宅支援団体（在宅就業障害者に対する支援の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ・ 食品類（弁当、パン、菓子類等）
 - ・ 農作物類（野菜、椎茸、花苗等）
 - ・ 雑貨類（木工品、おもちゃ等）
 - ・ 観葉植物（フラワープランター等）
 - ・ その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
 - ・ 除草・清掃作業
 - ・ 軽作業（箱詰め、袋詰め、封入、包装等）
 - ・ 印刷物類（報告書、広報誌、リーフレット、ちらし等）
 - ・ 情報処理（データ入力等）

6 調達の目標

令和7年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 1, 0 0 0 千円

7 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から供給可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。
- (3) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理委託業務を含む）を締結している相手方等に対し、障害者就労施設からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により、公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後に概要を取りまとめ、市ホームページ等により、公表する。

9 その他

- (1) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じ、本方針の見直しを行うものとする。